

MAIN CONTENTS

- ▶ 令和5年度 健康保険委員大会を開催しました
- ▶ ご退職の際は必ず保険証をご返却ください
- ▶ 「医療費のお知らせ」をお送りします
- ▶ 年末年始の営業について

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

令和5年度

健康保険委員大会 を開催しました

令和5年11月10日に、日本年金機構と共催で「令和5年度静岡県年金委員・健康保険委員大会」を開催しました。

大会では、長年にわたり健康保険委員としてご尽力いただいた2名の方が全国健康保険協会理事長表彰を、8名の方が全国健康保険協会静岡支部長表彰を受賞されました。皆さま、誠におめでとうございます。



健康保険委員とは

健康保険委員とは、協会けんぽと事業所の架け橋として、健康保険に関する従業員様への周知広報や手続きに関する相談対応のほか、健診をはじめとした健康保険事業の推進にご協力いただく方です。事業所の事務ご担当者様を「健康保険委員」としてご登録いただくことで、保険料率や制度の改正等、様々な情報をいち早くお届けいたします。ご登録がお済みでない事業所様は、この機会にぜひご登録をお願いします。

健康保険委員
登録はこちらから



お問い合わせ先 企画総務グループ / TEL.054-275-6602

お願い

ご退職の際は必ず**保険証**をご返却ください

保険証は、退職日の翌日・扶養から外れた日以降(資格喪失後)は使うことができません。

ご退職時または扶養から外れた際は、速やかに保険証を事業主様へご返却ください。



資格喪失した保険証を使って病院を受診すると**無資格受診**となり、後日かかった医療費の7~8割(協会けんぽ負担分)を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、保険証の返却が確認できなかった場合、**退職者ご本人様宛**に保険証返却についてのお知らせをお送りしています。すでに保険証をご返却いただいている場合には、行き違いですのでご容赦ください。



医療費のお知らせ をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

今回のお知らせは、令和4年10月診療分～令和5年8月診療分※の医療費を世帯単位でまとめたものです。



※「医療費のお知らせ」の送付時期を可能な限り早めるため、令和5年度は「医療費のお知らせ」に記載する診療期間が変更となりますので、ご了承ください。

送付時期

令和6年
1月中旬～下旬

送付先

お勤め先
(任意継続被保険者の方はご自宅)

ご担当者様へ

開封せずに
従業員の皆さまに
お渡しください

確定申告に活用いただけます!

確定申告の際、「医療費のお知らせ」を添付いただくと、医療費控除の明細書の記入を簡略化することができます。なお、「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費分(主に令和5年9月～12月診療分)につきましては、医療機関等からの領収書に基づき、医療費控除の明細書を作成いただき添付してください。



マイナポータル連携で
医療費控除の自動入力
が可能です!

詳細は
こちらから



📞 お問い合わせ先 レセプトグループ / TEL.054-275-6604

※確定申告については管轄の税務署にお問い合わせください。

年末年始の営業について

年末年始付近に申請された給付金のお支払いや保険証の交付などは、通常より日数を要する場合がございます。ご了承ください。

【協会けんぽ 静岡支部 営業日のご案内】

12/28(木)	12/29(金)	12/30(土)	12/31(日)	1/1(月)	1/2(火)	1/3(水)	1/4(木)
○ (通常通り)	休	休	休	休	休	休	○ (通常通り)

